

第1回猪名川町総合福祉センターのあり方検討委員会

令和6年6月14日（金）9：30～11：30

福祉センター2階研修室

【事務局】

定刻となりますので第1回猪名川町総合福祉センターのあり方検討委員会を開催したいと思います。

本日の出席委員につきましては、委員全員ご出席されているため9名中9名の出席となっております。本委員会に関する要綱に基づき委員半数以上の出席があり、開催要件を満たしておりますことを報告させていただきます。なお、あの記録用に写真とビデオ撮影をさせていただいておりますが、こちらは記録用で、特にこれをホームページ等に公開するというようなことではございませんのでご承知の程よろしくお願い致します。

それでは開会に先立ちまして、本委員会の概要について事務局より説明をさせていただきます。

【事務局】

総合福祉センターあり方検討委員会の概要について説明させていただきます。今皆さんがいらっしゃるこの建物、こちらが猪名川町福祉センターです。この建物につきましては現在築29年経過している建物になっておりまして、経年劣化に伴い、いたるところに不具合が発生しているという状況になっております。これからも安全で安心してご利用いただくために施設の保全に向けた検討をする時期になっております。猪名川町内部でも、昨年検討会という会議を設けさせていただいて協議を進めておりますが、広く住民の方の意見も聞くために、今回猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会を設置させていただきました。

このあり方検討委員会は、総合福祉センターのあり方検討における今後の福祉ニーズへの対応であったり、持続可能な施設運営のためにどのような視点からの検討が必要であったり、また方向性についての基本的な考え方であったり、どのような配慮のもと整備や改修を行うべきなのかというところを協議いただきまして、あり方検討に関する報告書を町に提案いただくことを想定して、委員会を設置させていただいております。猪名川町では、いただいた報告書を今後の検討の基礎資料の1つとして、具体的な整備方針案の策定を今後行っていくことを考えております。

資料1で、あり方検討委員会の進め方を表の中で整理させていただいているのですが、第1回目のところ为本日になります。今回の6月14日の協議の内容のところについては、説明事項として、総合センターが果たしてきた役割と、総合センターの課題をご説明いたします。協議事項として、こういった視点でご協議いただいたらいいのではないかとという事務局提案として、福祉ニーズへの対応や総合センターの担うべき役割、また老朽化への対応や持

続可能なサービス提供について、こういった方向性で進めていくのがいいのかというところを協議いただけたらというところで、案として入れさせていただいております。

第2回目が令和6年の8月上旬ごろに開催できたらと考えておりまして、第3回目が9月、第4回目が11月の開催で考えております。

第2回、第3回、第4回の協議の具体的な内容の部分については、事務局の提案を入れさせていただいております。第1回の内容によっては、第2回第3回第4回と協議内容が変わってくることもあるかと思いますが、こういった形で進められたらと考えております。またご確認いただけたらと思います。

【事務局】

それでは、本委員会の概要を説明させていただいたところで、本委員会にご出席いただいております委員の方のご紹介をさせていただきたいと思います。

———（各委員、自己紹介）———

【事務局】

ありがとうございました。一年間宜しく願いいたします。

それでは次第に沿いまして委員長、副委員長の選出に移りたいと思います。規約上委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。特になければ申し訳ないのですが事務局の方で選出させていただいてよろしいですか。

———（委員長、副委員長選出・決定）———

———（拍手）———

【事務局】

それでは委員長、副委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

———（委員長、副委員長 挨拶）———

【事務局】

ありがとうございました。それでは、議事に移る前に、総合福祉センターのあり方検討にあたり、猪名川町から委員長へ諮問書をお渡ししたいと思います。この諮問に基づきまして、答申をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

諮問書。猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき猪名川町総合福祉センターあり方検討について貴委員会に意見を求めます。猪名川町長 岡

本信司 代読

——（拍手）——

また本委員会の委任状につきましては事前に机上に配布させていただいておりますのでご了承の方お願いいたします。また本委員会につきましては傍聴可とさせていただいておりますのと、個人情報特定しない形で議事録を作成いたしましてホームページに公開させていただきたいと思いますので、その点ご了承の方よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。本委員会に関する要綱、第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、委員長に議長として進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、時間も限られておりますので議事に入っていきたいと思います。「次第の 3」をご覧ください。説明事項として「総合福祉センターが果たしてきた役割」について、資料をご覧くださいながら事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料につきましては、資料の 2 番に基づきましてご説明させていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。資料の 2 番総合福祉センターが果たしてきた役割というものです。（1）福祉センター（ゆうあいセンター）の設立の経緯というところで説明をさせていただきます。

まず、福祉センターと申し上げていますが、総合福祉センターというのは、今皆さんがいらっしゃる、こちらの本館である猪名川町福祉センターと、向かい側にあります、今「希望の家すばる」を運営されている障害者福祉センターの 2 つの施設を合わせて、猪名川町の総合福祉センターという総称となっています。猪名川町福祉センターの方が、今築 29 年という状況になっていますので、そういった形で名称の整理をしていただけたらと思います。

こちらの福祉センターは、ゆうあいセンターの愛称で親しまれている建物にあたりますが、本町における福祉サービスの拠点ということで、平成 7 年に設置されております。当時は、国の福祉のあり方として、市町による在宅福祉中心の方向性が明らかにされ、自治体による福祉サービスの実施責任というのが明確化されていきました。兵庫県においても、高齢者、障がいのある方が地域で自立した生活ができる基盤整備というものが推進されておりました、在宅福祉の三本柱として、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスの実施が求められていました。

猪名川町の状況としては、大規模団地として、日生ニュータウン、他にも猪名川パークタウン、また、つつじが丘住宅地ということで、3 団地が開発されておまして、平成 12 年には総人口が 5 万人に達するということで予測をされていた時期になっております。当

時の高齢化率については、国全体と比べて低かったのですが、数年後に現役世代の引退によりまして、高齢者が一気に増加するということも予測されていました。本格的な高齢社会の到来に備えまして、平成6年に「猪名川町老人保険福祉計画」が策定されまして、高齢者の福祉に関するサービス提供の必要性というものが示されておりました。また、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者の急増、また、慢性疾患を中心とする疾病構造の変化、また要介護状態の長期化など、急速に多様化する介護ニーズの対応に迫られていた状況でした。

こうした背景の中、平成7年に高齢者や障がいのある方の福祉ニーズに対応するための施設ということで、この猪名川町福祉センターがオープンしました。猪名川町福祉センターについては、猪名川ゆうあいセンターの愛称で親しまれておりまして「You And I」「友愛」などの意味を込めて、全ての人がお互いに支え合う福祉の精神を含んでいる名称になっております。

また、その後、向かいに建てられた「障害者福祉センター」（現希望の家すばる）が平成15年に設置され、それまでの「猪名川町福祉センター」という名称から現在の「猪名川町総合福祉センター」という名称に変更しまして、複合的な機能を有する施設ということで、これまで運用されております。

（2）は、「総合福祉センター」のこれまでですが、こちらのセンターでは、介護保険法の施行に伴い、猪名川福祉公社を設立して、平成12年から現在まで、介護保険で利用できる「指定居宅介護支援事業所」及び「指定居宅サービス事業」を開設しまして、介護サービスの計画の作成、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、共同生活介護などの事業を実施してきました。平成15年になりますと、猪名川福祉公社は発展的に解散し、猪名川町社会福祉協議会に編成され、平成18年からは、障がいのある方の総合相談窓口ということで、地域包括支援センターを設置しまして、医療、保険、福祉の関係機関と連携を取りながら、高齢者の支援を行ってきました。

次に裏面にいきます。障害者支援についてですが、障がいのある方の在宅福祉サービスの充実や、交流の促進、福祉センターとの機能の相互補完などの観点から、平成15年に障害者福祉センターを設置して、当時、社会福祉会館で運用を行っていた「希望の家すばる」の新たな活動拠点として、運営を開始しております。平成16年には、地域活動支援センターを設置しまして、主に精神障がいのある方の創作的活動や日常生活訓練、また社会との交流の促進を図ってきました。平成18年には、障害者相談支援センター、平成20年には障害者就労支援センターを併設する形で開設し、障がいのある方の相談支援拠点という形で整備するとともに、平成25年からは、療育支援事業、PT・OT・STという形の、障がい児に向けた基本的な生活習慣や、社会性の獲得、また運動機能向上のための訓練等を行ってきました。

一方建物としては、竣工から30年を迎えようとしておりまして、現在経年劣化による排水管の水漏れ、プール、浴室などの設備不良などが多数発生しております。平成28年度に「猪名川町福祉センター施設保全計画」というものを定めて、内部インフラの更新を含め

た大規模改修の検討を行っているところです。

また、施設のあり方そのものについても、時代の変遷と共に、町民のニーズに応じた形で、変遷・発展してきていることから、施設改修に当たっては、今後の多様な福祉ニーズにこたえて、施設機能の役割を見直し、福祉サービスの向上などが求められています。

現在の運営状況を表の中に書かせていただいております。社会福祉協議会の事務所、地域包括支援センター、障害者相談支援センターや、障害者就労支援センター、療育支援事業や、地域活動支援センター、また、ボランティア活動センターということで、傾聴ボランティアや翻訳ボランティアさん、要約筆記さんなど様々な団体が活動を行っています。

また、高齢者デイサービスの事業、ホームヘルプサービス、高齢者や障がいのある方への居宅介護のサービスや、入浴サービス。またプールや食堂、コミュニティドームでテニスなどをされている方々もいらっしゃいます。また教養娯楽室の貸館事業も行っております。

障害者福祉センターでは、希望の家すばるというところで、障害福祉サービスである、生活介護と就労継続支援B型の事業を現在行っております。以上が資料2の説明になります。

【委員長】

概ね、国の大きな方針が去年くらいから出てきて、お話にもありました様に、自治体の責務が増えたかのように感じています。だいたいどの自治体もこういう形で整備をされています。国が大きな推進、拡充をやってきたのですが、福祉のニーズ、地域性などで事情が変わってきています。この30年経った猪名川町のセンターを新しい形で、皆さんに受け入れられる施設としてリニューアルしていくのかということ、自由にご意見をいただきたいと思っています。まずは経緯、役割のところでは何かご質問やご意見があればお願いしたいと思います。

【委員】

竣工30年を迎えてという記述がありますが、ここは高校の跡地だったと記憶しています。元の校舎から継続しているとすると、劣化しているところが他にもあるのではないかと懸念があります。

【委員】

その点につきましてはこの建物自体元々は学校の校舎でした。それは全部きれいに取り壊しまして地盤も改良する中で、新築で建てていますので純粋に築30年ということになります。

【委員長】

とりあえず新築から30年ということでご理解いただきたいと思います。他によろしいでしょうか。それでは、続いて事務局から課題につきましてお願いします。

【事務局】

資料の３は、総合福祉センターをめぐる課題でございます。（１）として、組織から契約へ、施設から在宅・地域福祉への移行ということになりますが、戦後、昭和時代の福祉は、行政の措置制度というものに基つきまして、行政や行政からの委託を受けた社会福祉法人等による一律の措置を行う福祉施設を中心に対応してきました。その後福祉のあり方としては、時代の要請に合わせて変化してきておりまして、それまでの画一的な措置制度から利用者の自己選択、自己決定を前提とした、契約による福祉サービスの利用へ転換が進むようになりました。

昭和から平成に移行する頃から、家族を取り巻く状況や社会構造は、大きく変化しており個人の生活スタイルも多様化する中で、福祉という概念も社会に一般的に浸透してきました。

こうした変化に対応し、高齢者・障がいのある方等の在宅志向に適切に対応するため、施設サービスと在宅サービスを一体的に提供する体制や、利用者の選択を保障するために必要とされる福祉サービスの提供環境を確保することが求められておりました。

（２）として「共生社会に向けた取り組み」です。利用者本位の制度への転換、また在宅福祉サービスの充実など、これまでの福祉制度の改革により、高齢者・障がいのある方・子どもなどが、適切な福祉サービスを地域で受けることができ、全ての人が生まれ育った地域で、生き生きとした生活が送れるような、共生社会というものを目指した、地域福祉を推進していくことが、必要となってきました。

またこうした変化に対して、福祉現場では、様々な取り組みがなされているのですが、地域社会においては、共生社会というところの理念が浸透しているとはいえ、地域社会においてはこうした福祉の理念と理解を進めていくことも重要になっております。

（３）として「多様化・複雑化する福祉ニーズ」というところですが、近年、引きこもりや生活困窮、ヤングケアラー、８０５０問題ということで、新たな福祉のニーズというものが生じておりまして、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった枠組みを超えて、横断的、包括的に福祉のサービスを提供することが求められている状況です。

また、血縁・地縁といった共同体としての機能が脆弱化しており「個人への支援」から「家庭への支援」への転換も求められ、個人や家庭が抱える生きづらさやリスクを解消するために、関係機関及び地域とが相互に連携・協働しながら総合的に支援する体制作りというものも求められているところです。

（４）として「民間サービスの台頭・多様な担い手の確保」というところですが、施設の整備については、これまで行政が主導的な役割を担ってきましたが、介護保険サービスや、障害福祉サービスの制度構築がされてきて、民間事業者による福祉施設の整備が、進んでいます。それに伴いまして、施設数や利用者数共に、民間事業者の占める割合が、現在大きくなってきています。

民間事業者の創立工夫と競争により、多様で魅力あるサービスが円滑に提供され、利用者がニーズに沿ったサービスを自由に選択でき、提供されるサービスの質も確保されることにつながっております。重度障害などへの対応が不足しているなどの課題はあるのですが、地域福祉の拠点としてサービスを提供する機能も充実してきております。

猪名川町では、従来「指定管理者制度」というものを活用し、総合福祉センターにおいて、町内で不足する福祉サービスを提供してきました。しかし、民間事業者の台頭により、町が提供すべきサービスの需要も変化してきており、行政主導のサービス提供の必要性というものが薄れつつあります。また福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、民間主導では対応できないケースというのでも発生しており、地域の基幹としての機能の充実や多様な担い手の確保、行政と民間事業者との役割の整理などの課題も見えてきております。

(5)「老朽化する施設」になります。こちらの福祉センターは、平成7年に設置されて竣工から30年を迎えようとしております。送排水管の水漏れや、設備不良というのでも多数発生しておりまして、施設の保全計画を平成28年度に定め、それに基づいて築60年までの施設保全に向けた維持・修繕の計画を定めており、築30年の時点では、内部インフラの更新を含めた大規模改修工事の必要性が示されています。

(6)として「町財政のひっ迫」となります。本町の財政運営は、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大、公共施設の老朽化対応、物価変動の影響などにより、厳しい局面を迎えており、平成28年度から恒常的な収支不足に対応するために、財政調整基金を取り崩しながら運営を行っております。令和5年度の試算では、このままの財政運営を継続した場合、この財政調整基金が平成11年度末には枯渇する見込みとなっておりまして、この基金がなくなると、これまで提供してきた行政サービスの一部を予算化できなくなるなどの、影響が懸念されております。

そのために、猪名川町では財政収支の改善を図り、維持可能な行政運営を行うための、財政改革に取り組んでおります。今回の総合福祉センターあり方検討にあたって、町の限られた財源の中で、新たな福祉ニーズ等への対応をするとともに、効果的・効率的な施設運営によりまして、持続可能なサービス体制の構築を目指していく必要があります。

以上が総合福祉センターをめぐる課題の説明になります。

【委員長】

今ご説明いただいた内容には論点がすごく入っていて、理解いただくのは非常に難しい内容かもしれませんが、日本全体の課題も含まれております。

共生社会ということですが、国が大きな方針をもって地域共生社会を実現させようとしています。いろいろな課題があって、サービスを利用していろんな人の手助けやお力を借りながら生活をしていく、皆さんが行政と連携してやっていくということ、それが共生社会になります。

それでは、次の「次第の4協議事項」というところに入って参りたいと思います。今、事

務局の方からご提案のあった通り、総合福祉センターのあり方検討にあたっての基本的な取り組みの中で、皆さんからご意見をお伺いできたらと思います。

【委員】

ゆうあいセンターはお年寄りの「おじいちゃんおばあちゃんのところっていうイメージがあり、高齢者の方が使う施設と区切られているように感じています。子どもも障がいを持っている方、持っていない方、高齢の方、沢山の方が集える所になればいいと思います。おじいちゃんおばあちゃんに関わることもできて、ここでお母さん世代も教えてもらうことができればいいと思います。

【委員】

子育て支援センターの一部をこちらにもってきて、子どもや子育て世代が出入りできるきっかけを作ることが良いのではないかと思います。

子育て世代、子どももいずれは高齢になるので、その時に「ここにとりあえず相談したら何とかなるかも」という役割を示すものがあるのもいいのではないかと思います。

この建物は、福祉避難所として指定されているので、子ども、子育て世代、高齢の方とあらゆる方が利用するならば、施設として誰もが使える、歩いてでも車椅子でもバギーでもベビーカーでも行けるようなバリアフリーも必要ですし、たとえばエレベーターも奥行き深く、複数人が乗れる広いものというような視点からも建物を考えていただけたら、相談する人を連れて行き易い、本人も家族も行きやすいのではないかなと思います。

猪名川町内で障がいを持っている方と外で出会う事って、少ない気がします。子どもから高齢の方との交流っていうのはないし、元気な方と障がいを持っている方との交流もないと思います。福祉センターで普段から元気な方や高齢の方、何かしら病気、障がいを持っている方、お互いが見えるような、交流の場みたいな形があればいいと思います。一律で子どもから高齢の方まで相談出来る、支援センターみたいなのを作ってくれたらありがたいなと思います。

【委員】

最近では民間の事業者も増えてきて、町外の事業所に行く人も増えてきています。民間が参入してくるということはおそらくそれが経済的に儲かる事業だからだと思いますが、民間事業者は営利で動くので、障がいや重い人、介護が大変な人が民間に受入れてもらえなくて在宅しか選択肢がないということを聞きます。町が関わってくださる、社会福祉協議会がやってくくださる、セーフティーネットの部分は維持しておいていただきたいです。

【委員】

地域共生社会のあり方というのが、今後一番の焦点になると思います。その中でも、福祉

とは何かという理念の部分をしっかり和捉えた上で、ハード面とかソフト面を捉えていかないといけないと思います。

判断能力のない認知症や、重い障がいの人たちの代弁者になりうるサポーターの方々が、今何が問題になっているのかの思いを吸い上げられるような機能というのが大事なのかなと思います。

予算が限られているのであれば、例えばNPOとか、企業・事業者とか、どのようにネットワークを作っていくのかというところも考えていき、サポートしていける人材や高校生などの若い人など、これからのことを考えていける人たちが、ここを使っていけるようなイメージを持っています。

【委員】

民間にシフトできるところはシフトしていこうというのは、良いと思います。民間が入ってこない部分というのは、自治体が、ある程度下支えしてくれるものがあつたほうが良いと思っています。

ここのゆうあいセンターの存在を知らないとか、困っているけども、どこに相談すればいいかがわからないとか、困っていることすらわからないというパターンというのが、本当に多いと思っています。「元気ですか、大丈夫ですか」という声かけをしていくような場所もあつてほしいと思うし、こういう場所があるということを1度、2度、足を運んで知るきっかけがある場所になつてほしいと思います。何かあつてもここに来たら、助けてくれるという場所を、作っていければいいかなと思います。

世代を超えて、いろいろな人たちが訪れる場所というところと、民間が入って来られない隙間の部分を確保するセーフティーネットとしての部分というのをお願いしていきたいな思つております。

【委員長】

センターの広報というのは、通常どういう形で行われていますか。

【事務局】

町広報もありますが、社会福祉協議会の拠点になつていますので、社協便りというのを定期的に発行しています。子育て支援センターというのもございますし、社会福祉会館というところもございまして、そこを拠点として実施されているものも多く、福祉センターをご存知の方は風呂やプール、相談センターとか、そういうところを固定的にお使いになられるケースが多いかと思ひます。ボランティアの研修もやっていますので、そういったものに興味があつて、申し込んでいただいて、場所を知っていただくというようなケースもあるかと思ひます。

【委員】

この福祉センターで何しているのか分からないのが問題だと思います。広告や宣伝というのは、大事かと思います。

猪名川町ができて、70年の間で、これだけ様相が変わっています。20年後を見据えるのか、30年後を見据えるのか目標を検討しないと、まとまらないことになると思います。若い人とか、年配の人とか、いろんな立場の人の意見を言う場を作って、意見をいっぱいにして、それから絞って行ったらいいのではないのでしょうか。

【委員】

もっと開かれた、ハードルが低い、いろんな方々が、あの施設に行ってみようかなと思うような施設がいいと思います。

例えば子どもさんに対する育ちを悩んでいらっしゃる部分を、ここでもフォローをしてもえ、次々へ広がっていく。顔が見える中で、より専門的なところが関わっていく必要があるのだったら、そういったところに、適正につないでいけるような、そんな拠点でもあってほしいと思います。今流行りのカフェというのでお茶しに行こうという形で、その利用だけの方が来られても、いいと思います。そういう明るい施設に、まずは入り口のところを、広げていくべきだと思っています。

皆さんのご意見をこうですと言ったときに、それをこの場だけに決めるというのも、限られた知恵・アイデアになりますので、サウンディング調査と言われるような、住民や社協さん、福祉サービスを展開されている事業者さんも巻き込んで、ご意見を募ろうと思っています。

【委員】

単身の高齢者も増えており、福祉サービスと何も関わってなかったら、地域とも疎遠になって、困る方が出てくると思います。認知症、貧困の問題もあります。それらを総合的に相談できる人材も大事だし、一回相談に行ったら、そこでワンストップで繋げていくことも大事だと思います。つまり地域包括ケアシステムをもっと深めていく必要があると思います。相談を受ける人の質を上げることも、ものすごく大事だと思います。そして、それと合わせて、民生委員さんとか福祉員さんとか、見守り活動の組織とか、気軽にお話しできる、そういう組織も大事だと思います。そういうネットワークを、この福祉センターの相談窓口のところに設置するのがいいかと思っています。

今は社協が、地域包括支援センターなどで高齢者や障がいのある方の相談支援を受けていますが、民生委員の事務局があって、老人クラブの事務局も社協の中にあって、ボランティアのセンターの事務局もあります。相談の内容もそこに働く人がそれとなく共有している。そういう組織や人材こそ大事だと、私は思います。何でも気軽に簡単に、ワンストップで相談できる、そういう窓口も必要じゃないかと思っています。

例えばデイなどは民間事業者がどんどん参入されていますけど、例えば世話のかかる人、そういう状態じゃなくても、万善以北の地域は、民間事業者が参入しにくいところになるので、そういう民間では対応できない、介護難民が出ないような施策こそ行政が担うべきだと思います。

自立支援協議会など、いろんな団体の要望も踏まえた中で、これからの将来が見通せるような、施設になってほしいと思います。

【委員】

レジャーランドのように、みんなが楽しく、にぎやかになってしまうと、今度は障がいのある人が訪れにくくなると思います。福祉センターは福祉に関する場所だから、訪れやすいというところがあります。心の中にバリアを持っている人たちが受け止めてもらえる場所、行きやすい場所であるということと、みんなが訪れる場所であるということと、同じくらい大事にしてほしいと思います。

【委員長】

福祉の本質的なことだと思います。個別のニーズに、どれだけ寄り添えるか。今伺った、それぞれの抱えている困り事というのも大事にしないといけない。それはおそらく各委員や町民の方もご理解いただけたと思いますし、そこは理念に反映させる必要があると思います。センターの今後を考えると、柱にされてもいいのかもという気がいたします。

【委員】

介護保険事業計画の推計や基本的な考え方とか、そういうデータが欲しいのと、自立支援協議会で、いろいろ協議されている内容をまとめたもの、今の時点で不足しているものなどを、まとめておられると思うので、それがいただきたいと思います。

【委員】

他市の事例を参考にするというのは、いいと思いますが、今後の猪名川町のあり方を考えるときに、それに準じてやっていくというより、猪名川町のあり方というのを考えていってほしいなというがあるので、参考にしても、そこに引きずられない検討の入り方をしてもらえればと思います。

【委員】

大規模改修をするにあたって、ハードではない部分を、話し合っていると思いますが、ここを改修される間、ここを活動拠点とされている団体の代替の場所については、構想を持っておられるのでしたら、それを教えていただきたいと思います。

【委員】

光熱費が非常に大きいと思うけれども、ここの経常の管理経費を、空調設備更新や LED に変えたらとか、経費がいくら削減できるとか、それを検討できる資料も欲しいと思います。

【委員】

プールやお風呂とかが、どれぐらい利用者がいて、どれぐらいの利用率かというのを、知りたいです。プールやお風呂など、今ちょうど老朽化で取り壊してもう 1 回作り直すかどうかという話をするときに、どれぐらい利用者がいるのかというのは、把握しておきたいです。

———日程調整———

7 月 30 日（火）午前 10 時に決定。

【委員長】

第 1 回の委員会を終了させていただきます。最後に副委員長から御挨拶をお願いします。

【副委員長】

皆さん方のここへ寄せる思いを、強く受けとめた訳でありますけれども、福祉のあり方やニーズをここへ置き換えたときに、どのような形で改修していくのが、次回以降、非常に重要な提案になっていくのかと思います。資料も配られるようでございますので熟読いただいて、今日皆さん相互の意見も、持ち帰っていただいて、次回限られた時間ではございますけれども、できるだけまとまるような方向で進められたらと思います。でも、まとめることだけじゃなくて、広く多くの意見を出すことも、1 つの大事な視点でございますので。ぜひとも皆さん方、次回もご出席いただいて、活発な意見をお願いしたいと思います。本日はどうもご苦勞様でございました。

【全員】 ありがとうございます。

以上